

夕張市りすた Challenge 協働事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体に対し交付する、市民団体と夕張市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が協働事業を行うためのりすたChallenge協働事業助成金(以下「助成金」という。)に関し、夕張市まちづくり寄附条例(平成20年条例第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民が互いに協力して、社会の様々な問題及び課題に、自主的及び自発的に取り組む営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益となる社会貢献活動をいう。
- (2) 市民団体 市民活動を行う団体をいう。
- (3) 協働事業 市民団体と教育委員会が対等な立場で互いの役割及び責任を明確にし、地域課題及び社会的課題の解決に向け、市民団体が具体的な内容を提案する事業をいう。

(交付)

第3条 夕張市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、市民団体に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(事業対象団体)

第4条 助成金の交付を受け、協働事業を行うことができる団体(以下「事業対象団体」という。)は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 夕張市内に事務所を有し、かつ、夕張市内において活動をしていること。
- (2) 教育委員会と協働事業を実施できる実績又は能力があること。
- (3) 予算、決算等の事務が適正に行われ、又は行われる見込みがあること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。
- (7) 複数の団体が連携して行う場合、1種の団体の組み合わせにつき1事業のみであること。
- (8) 他の助成金等の交付を受けていないこと。

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、単年度内に事業を完了できる協働事業であって、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 夕張市拠点複合施設りすた(以下「りすた」という。)を主な活動場所として実施するものであり、単独又は複数の市民団体が教育委員会と連携・協働して行う事業であること。
- (2) 公益的又は社会貢献的な事業であり、地域課題及び社会的課題の解決が図られるものであること。

- (3) 具体的な成果及び効果が期待できるものであること。
- (4) 原則、営利を目的としないものであること。
- (5) 市民団体を構成する者のみを対象とせず、幅広い市民が参加できるものであること。

(助成事業年度)

第6条 事業対象団体に対し助成金を交付することができる回数は、事業年度内において1回限りとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象事業1件につき上限30万円とする。また、前年度までにりすたChallenge協働事業助成金の交付を受け、継続して実施しようとする事業は、補助対象経費の半額までを補助することとし、1件につき、上限は15万円とする。ただし、予算額範囲内での採択となるため、上限に合わせるのではなく、必要な額の申請を受け付けることとする。

(助成対象経費)

第8条 助成金の交付の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

(交付の申請)

第9条 事業対象団体は、助成金の交付を受けようとする場合は、りすたChallenge協働事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号別紙1)
- (2) 事業予算書(様式第1号別紙2)
- (3) 団体の活動目的又は活動内容が分かる書類
- (4) 団体構成員の名簿
- (5) その他教育長が必要と認めた書類

(審査会)

第10条 教育委員会は、前条の規定による申請に係る助成金の交付が適当であるか否かを事前に審査(以下「審査」という。)するための審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる者をもって組織するものとする。

- (1) 教育長
- (2) 社会教育委員
- (3) 教育委員会社会教育担当職員
- (4) 上記の他、特に教育長が必要と認める者

3 審査会は、次に掲げる項目について審査をするものとする。

- (1) りすたの施設整備方針との整合性

りすたの施設整備方針「笑顔とにぎわいがこだまする街」に見合い、りすたで実施することに意義が見い出される事業目的や内容であること。

- (2) 行政との協働性

事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、市民と行政が対等な立場でお互いの役割と責任が明確であること。

(3) 公共性・公益性

原則、営利目的ではなく、幅広い市民や持続的なまちづくりへの効果が見込まれる事業内容であること。

(4) 実現性

事業計画、事業経費、実施体制等に無理・無駄がなく、自主自立性を兼ね備えていること。

(5) 必要性

市民の多様なニーズを捉え、それに対して直接的に働きかける事業内容であること。

4 審査会は、審査に際して事業対象団体に対し、助成対象事業の内容の説明を求めることができる。

(交付の決定等)

第11条 教育委員会は、第9条の規定により助成金の交付の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、助成金の交付が適当又は不適当であると認めるときは、速やかにりすたChallenge協働事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により事業対象団体に通知するものとする。

(概要等の公表)

第12条 教育委員会は、前条の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、当該決定を受けた協働事業の概要等を公表することとする。

(助成対象事業の変更等)

第13条 事業対象団体は、第11条の規定により交付の決定を受けた助成対象事業について、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかにりすたChallenge協働事業助成金変更・中止申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 計画変更調書（様式第3号別紙1）

(2) 予算変更調書（様式第3号別紙2）

(3) その他教育長が必要と認めた書類

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、りすたChallenge協働事業助成金変更・中止申請結果通知書（様式第4号）により、当該申請の全部又は一部の承認をするか否かを決定し、事業対象団体に通知するものとする。

(概算交付の申請)

第14条 事業対象団体のうち、第11条の規定により交付の決定を受けた助成対象事業に着手するに当たり、助成金の概算交付を受けようとするときは、りすたChallenge協働事業助成金概算交付申請書（様式第5号。以下「概算交付申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、概算交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の全部又は一部に係る概算額の交付の決定について、りすたChallenge協働事業助成金概算交付決定通知書（様式第6号）により事業対象団体に通知するものとする。

- 3 事業対象団体は、前項の規定による通知を受けたときは、りすたChallenge協働事業助成金概算交付請求書（様式第7号）を教育委員会に提出し、助成金の全部又は一部に係る概算額の交付を受けるものとする。

（中間報告及び調査）

第15条 教育委員会は、必要に応じ、助成対象事業の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の調査又は報告の結果、必要な場合は、市民団体に対し指導又は助言を行うことができる。

（実施報告）

第16条 事業対象団体は、助成対象事業が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、りすたChallenge協働事業実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

- （1） 事業報告書（様式第8号別紙1）
- （2） 事業精算書（様式第8号別紙2）
- （3） 事業に要した経費の支出に関わる領収書等
- （4） 写真データ

（実績報告の公表）

第17条 教育委員会は、実績報告書に基づき、助成対象事業の実施結果を公表するものとする。

（交付額の確定）

第18条 教育委員会は、第16条の規定により報告があったときは、当該報告の内容を審査し、又は必要に応じ調査を行い、交付すべき確定した助成金の額をりすたChallenge協働事業助成金交付額決定通知書（様式第9号）により事業対象団体に通知するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第19条 教育委員会は、事業対象団体が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（助成金の請求及び交付）

第20条 事業対象団体は、第18条の規定により助成金の交付額の決定通知を受けたときは、りすたChallenge協働事業助成金交付請求書（様式第10号。以下「交付請求書」という。）により、教育委員会に助成金の請求をするものとする。

- 2 教育委員会は、交付請求書を受理した場合には、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

項 目		対 象 経 費
報償費		講師、出演者等に対する謝礼(1名につき上限5万円)
旅費		講師、出演者等の交通費等
需用費	消耗品費	協働事業の実施に必要な事務用品、原材料費等
	燃料費	作業に必要な機材、車両等の燃料費
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費及び簡易印刷(コピー)
役務費	通信運搬費	協働事業の実施、連絡等の文書を送付するための郵送料
	筆耕翻訳料	横幕、看板等の製作等
	保険料・申請料	ボランティア保険等の掛金
使用料及び賃借料		会場使用料及び事業に要する機器等の借上料
備品購入費		協働事業の実施に特に必要な備品(事業対象団体1団体につき上限2万円)
その他		上記以外で、協働事業の実施に必要であると教育長が認めたもの